

社会福祉法人 榛栄会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 榛栄会（以下、当法人という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、役員等とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

- (1) 役員が理事会及び評議員会等に出席した場合は5,000円を実費相当額として支払う。
- (2) 監事が、監査を実施した場合は5,000円を実費相当額として支払う。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年6月3日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。